

## 地域再生中小企業創業助成金のご案内

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用失業情勢が厳しい地域（21道県）において、地域の重点分野（地域再生分野）で創業を行う中小企業事業主に対し、その創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。雇用情勢が特に厳しい地域（※1）に対する「第1種」と、それ以外の地域（※2）に対する「第2種」があります。

※1 北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※2 宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県

	創業支援金	雇入れ奨励金
第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の1/2</li> <li>上限金額 雇入れ5人以上 500万円 雇入れ5人未満 300万円</li> </ul>	雇入れ労働者1人当たり 60万円
第2種	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の1/3</li> <li>上限金額 雇入れ5人以上 250万円 雇入れ5人未満 150万円</li> </ul>	雇入れ労働者1人当たり 30万円

### ◆受給するには、以下を含むいくつかの要件を満たす必要があります

- 雇用保険の適用事業主（中小企業事業主）であること
- 創業から6カ月経過する日までに、事業計画の認定申請を行っていること
- 地域再生分野（道県ごとに3分野）に該当する事業を行っていること
- 支給申請日において、助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること
- 雇い入れた労働者は、雇い入れ当初より、雇用保険の一般被保険者で、雇用期間の定めがないこと
- 雇い入れた労働者の1週間の所定労働時間が30時間以上であること
- 雇い入れた労働者は、一般公募など通常の採用手続きを経ていること

長崎県の  
地域再生分野

1. 食料品製造業

2. 飲食料品小売業

3. 社会保険・社会福祉・介護事業

※詳細は、お近くの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省、長崎労働局、ハローワーク